

経営を拡大したい

農業経営拡大推進事業費補助金（市）

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

5ha以上の経営面積を有する担い手に対し、経営拡大に取り組む際に要する資機材の購入費を支援します。また、中山間地域における営農継続及び経営の拡大を支援します。

対象者は？

次の要件のすべてに該当する方です。

- ・ 市内に住所を有し、認定農業者又は中心経営体に位置付けられている、又は位置付けられる見込みである農業者（法人組織は除く。）であること。
- ・ 水稻等の経営面積の合計が5ヘクタール以上であること。
（中山間地域で営農する農家においては、2ヘクタール以上であること。）
- ・ 他の補助事業と重複して申請していないこと。
- ・ 市税を滞納していないこと。

補助対象となる経費は？

- ・ 農業用ハウス1棟分の資材、フォークリフト、フレコンスケール、粃摺り機、乾燥機、色彩選別機
 - ・ トラクター、田植機、コンバイン（中山間地域で営農する農家のみが対象）
- ※但し、消費税及び地方消費税の額を除く。

補助金額は？

補助対象経費の1／4以内の額（上限50万円）

手順はどうするの？

- （1）担当課へ相談
- （2）申請書の提出
- （3）事業実施
- （4）事業の完了報告及び補助金請求
- （5）補助金の交付